

富山県情報公開審査会答申概要（答申第 49 号）

- 件 名 県道上の違法看板についての撤去や設置に対する資料等の非開示決定処分に対する審査請求事案
- 開示請求年月日 平成 27 年 4 月 21 日付
- 実施機関の決定日 平成 27 年 4 月 30 日
- 実施機関（担当課） 富山県警察本部長（交通規制課）
- 決定内容 非開示決定（不存在）
- 非開示理由 請求に係る公文書を作成又は保有していないため
- 審査請求年月日 平成 27 年 5 月 8 日
- 審査請求の内容 本件処分を取消し、請求に係る公文書の開示を求める
- 諮問年月日 平成 27 年 5 月 21 日
- 答申年月日 平成 28 年 8 月 25 日
- 争点 実施機関が公文書を不存在として非開示決定したことの妥当性
- 審査会の判断

<結論>

富山県警察本部長（以下「実施機関」という。）が審査請求の対象となった公文書について行った非開示決定は妥当である。

<理由>

1 開示請求の内容及び審査請求の趣旨等について

（1）開示請求及び開示決定

審査請求人は、条例第 5 条の規定により実施機関に対し、次の公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- ① 本年（平成 27 年）2 月●日に富山市●●●●●地域で違法看板と自動車が発生した事故でその看板が撤去された経緯が分かる資料
- ② 県道上に県警が違法に設置していた看板を平成 27 年 2 月●日以降撤去したことが分かる資料
- ③ 平成 26 年度以降、県道上に県警が違法に看板を設置したことが分かる決裁記録など一切の文書

この開示請求に対し、実施機関は、公文書の不存在を理由に、条例第 11 条第 2 項の規定により公文書の非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

（2）審査請求の趣旨

審査請求人は、本件処分に対し次の理由から、審査請求を行っている。

実施機関は、記録文書や決裁文書を作成していないとして不存在を理由に非開示としているが、隠ぺいである。

ア 本件の請求は、後日、県警が県道上に県の許可を得ず設置した看板類は 500 箇所を

超えており、県警が違法と認識し、撤去に至る事案に発展したものである。

同伴に限定すると、県道路側帯（歩道に準ずる）場所に看板を設置し、歩行を妨げる事自体、歩行者の安全が保てない違法なものである。よって、当日（平成 27 年 2 月 ●日）中又は翌日早朝に西警察署の署員が撤去したものであり、記録が無いこと自体が証拠の隠ぺいである。

イ 本件の発端である車道を走る車が同看板に約 2 センチメートル接触（衝突）したことから、当日に富山西警察署が行った現場検証で明らかであり、後日、同事故に係る交通事故証明証が交付されている。

ウ 看板の設置等の状況を明らかにしろという私の申入れに対し、道路を管理する県土木部はきちんと対応し記録を残しているのに対し、警察においては何らの資料も無いというが、疑問である。問いただしたい。

2 本件処分の妥当性について

(1) 公文書の特定について

審査請求人は、審査会の意見陳述で、「開示請求時には、どういう文書があるかもわからずに請求した。県土木部は対応してくれているから、何かあるはずだと思って請求した」と発言をしている。

諮問機関は、審査会の意見聴取で「開示請求に係る公文書を看板設置に際しての道路占用許可申請書の類の公文書（以下「本件公文書」という。）と特定した」と説明する。

審査会が見分したところ、審査請求人の「何か文書があるだろう」という本件開示請求に対し、実施機関は、審査請求人に開示請求書の補正を求めたうえで、開示請求に係る公文書を当該開示請求書の文面に沿って特定している。本件開示請求の時点において、実施機関が本件開示請求に係る公文書を本件公文書と特定したことは、妥当であると判断できる。

(2) 公文書の存否等について

審査請求人は、審査会の意見陳述で「本件処分後において、その他の開示請求による公文書等の開示によって、実施機関からは必要なものの開示を受けた。どんな文書名だったかは、いくつも開示を受けているから、文書名は覚えていない」と主張する。

諮問機関は、非開示理由説明書で「開示請求に係る公文書（本件公文書）は、審査請求人が開示請求を行った 4 月 21 日時点においては、作成しておらず存在していない」と説明する。

また、諮問機関は、審査会の意見聴取で審査請求人が本件開示請求に前後してその他の公文書開示請求や保有個人情報の開示請求を繰り返し行い、次のような公文書等の開示を受けていると説明する。

(7) 本件審査請求後に「警察関係の道路占用未許可看板等に対する実態調査結果」を開示していること。

(4) 本件看板との衝突事故に係る苦情の申立てに関する保有個人情報「平成 27 年 2 月

27日に審査請求人の苦情を受けて、監察官室の岡山警部が作成し、警察相談課が保有する苦情・受理処理票」を開示していること。

審査会が見分したところ、公道上の看板設置に際し、各警察署又は各交通安全協会等の団体において、道路法に定める道路占用許可の申請手続きがされたことはなく、当該申請手続きに関する公文書が作成されていないため、本件公文書が存在しないという諮問機関の説明は理解できる。また、各警察署と各地区の交通安全協会との間でも、看板設置及び撤去の要請等が通例として口頭という簡易な手法によって処理されており、看板設置及び撤去の経緯がわかる公文書が作成されていないことから、本件公文書が存在しないという説明も理解できる。

実施機関においては、本件看板を含めた道路上に設置された看板やのぼり旗等について道路占用許可がとられているかどうかを調査しているが、本件開示請求がなされた当時において、当該調査に関する公文書は未だ作成されておらず、当該公文書が不存在であったとする諮問機関の説明も理解できる。

審査請求人は、「本件処分後において、その他の開示請求による公文書等の開示によって、実施機関からは必要なものの開示を受けた」と主張するけれども、これらの調査の結果等がとりまとまった段階において、審査請求人が、その他の開示請求により求めた公文書の開示を受けたとすれば、本件処分があった同年4月30日において本件公文書が不存在であるとする諮問機関の説明に、何ら不自然な点はない。

よって、実施機関が公文書の不存在を理由として本件処分を行ったことは妥当である。

3 まとめ

以上の理由から、＜結論＞のとおり判断する。

○審査会の開催経過

年 月 日	内 容
平成27年 5月21日	公安委員会から諮問書を受理
平成27年 6月 9日	公安委員会に非開示理由説明書の提出を依頼
平成27年 7月 9日	公安委員会から非開示理由説明書を受理
平成27年10月26日	・審査請求人に非開示理由説明書を送付 ・審査請求人に意見書の提出を依頼
平成28年 3月11日 (第140回審査会)	諮問事案の概要説明
平成28年 5月11日 (第141回審査会)	・審査請求人から意見を聴取 ・公安委員会から非開示理由等を聴取 ・審議
平成28年 6月22日 (第142回審査会)	・公安委員会から非開示理由等を聴取 ・審議
平成28年 7月22日 (第143回審査会)	審議
平成28年 8月25日 (第144回審査会)	審議及び答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
岩 田 繁 子	富山県婦人会会長	
大 石 貴 之	弁護士	会長職務代理
蟹 瀬 美和子	元富山県社会福祉協議会専務理事	
斉 藤 寿	北日本新聞社常務取締役	
竹 地 潔	富山大学経済学部教授	会 長
西 岡 秀 次	富山県商工会議所連合会常任理事	

(参考)

富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号。） 抜粋

(定義)

第2条 (略)

- 2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(略)

(開示請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。

2 (略)

(開示請求の手続)

第6条 前条第1項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- (2) 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2、3 (略)

(開示請求に対する措置)

第11条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。